

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 6 月27日

【計算期間】 第 3 期（自 2024年 3 月30日 至 2025年 3 月31日）

【ファンド名】 ブラックロック・リスク抑制分散投資ファンド（満期償還時 上値限定・元本
確保契約付）2022-07

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 幸子

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

【事務連絡者氏名】 坂井 瑛美

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

【電話番号】 03-6703-4100

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック・リスク抑制分散投資ファンド（満期償還時 上値限定・元本確保契約付）2022-07（以下、「当ファンド」、「ファンド」という場合があります。）は、信託財産の安定的な収益の確保を目標に運用を行います。

当ファンドは、単位型証券投資信託であり、単位型投信／内外／資産複合／特殊型（その他型）に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合	インデックス型 特殊型 （その他型）

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券（資産複合（ETF（株式・債券）・債券）、資産配分変更型）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他型

< 各分類および区分の定義 >

・商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
投資対象地域による区分	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券等の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
補足分類	特殊型（その他型）	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

・属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（資産複合（ETF（株式・債券）・債券）、資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として上場投資信託（ETF）または債券に投資を行う。投資するETFは実質的に債券、株式等に投資する。
決算頻度による属性区分	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円で為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
特殊型による属性区分	その他型	目論見書または投資信託約款において、特殊型の他の分類に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

信託金の限度額は、350億円です。

当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

ファンドの特色

当ファンドは、

- －マルチアセット投資を行います。
- －概ね5年後の満期償還時の元本確保のために、上値限定・元本確保契約を締結します。
- －マルチアセット投資の運用状況に応じて、満期償還価額が原則、元本(10,000円)と上値(10,100円)の範囲内となります。

※満期償還価額は全て1万口当たりの価額として表示しています。

※上値限定・元本確保契約は契約当事者の信用リスクによる影響を受けます。契約当事者の債務不履行により、当該契約が終了した場合には、満期償還価額は10,000円を下回る場合があります。詳しくは「投資リスク」をご参照ください。

1

上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて、マルチアセット投資を行います。また、安定資産として、円建て債券にも投資を行います。

マルチアセット投資

国内株式

先進国株式

国内債券

先進国債券

■ブラックロック・グループが運用するETFであるiシェアーズETFを実質的な投資対象とし、ETFを通じて主として日本を含む先進国の株式や債券に投資します(以下、「マルチアセット投資」といいます。)

■ETFは、各ETFの収益の源泉やリスク、流動性および運用の効率性等を勘案のうえ、委託会社が選定し、また各ETFへの投資割合を決定します。

■外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

■ETFの他、株式や債券に実質的に直接投資をすることがあります。

安定資産投資

債券

■円建ての債券に実質的に投資します(以下、「安定資産投資」といいます。)

※マルチアセット投資および安定資産投資は、各々リスク抑制分散投資マザーファンドおよび短期円債マザーファンドにおいて行われます。

※マルチアセット投資においては、市場急変時に価格変動リスクが上昇した場合には、債券に投資するETFおよび債券への配分比率を高めるなど価格変動リスクの抑制を重視した運用を行うことがあります。

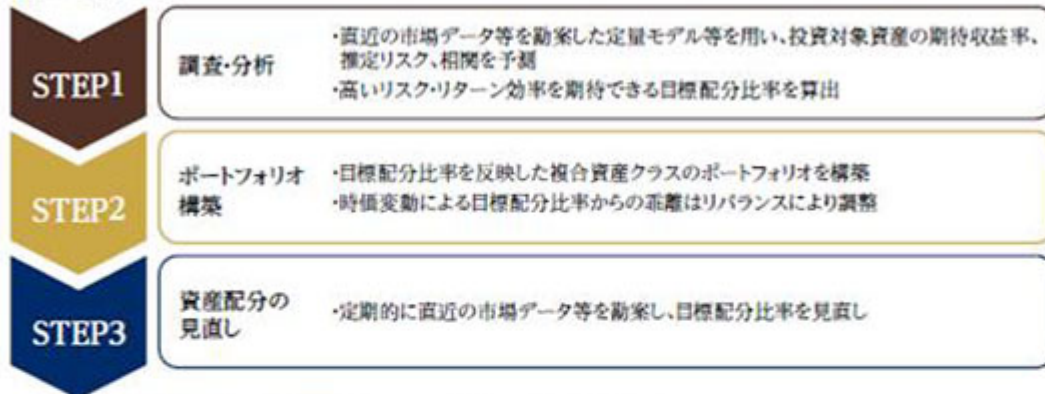
2

マルチアセット投資にかかる運用の指図に関する権限の一部を、ブラックロック・グループの香港の拠点であるブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドへ委託します。

マルチアセット投資の運用プロセス

ブラックロック独自の資産配分決定モデルを用いて、市場環境、相場見通し、運用リスクなどを定量的に分析することにより、複数の資産にわたる投資機会を追求する運用を行います。

【イメージ図】



※マルチアセット投資は、リスク抑制分散投資マザーファンドにおいて行われます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

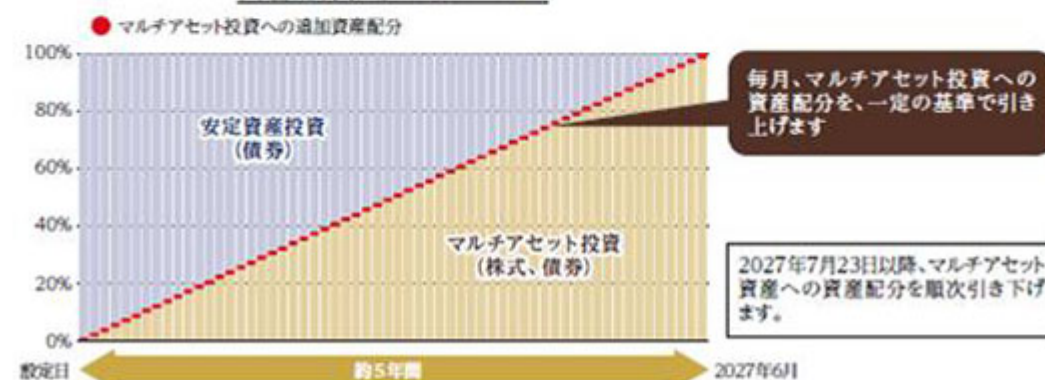
※運用プロセス等は、変更となる場合があります。

3

2027年6月までの間、マルチアセット投資への資産配分を徐々に引き上げ、時間分散投資効果を考慮した運用を行います。

- 2027年6月時点でマルチアセット投資への資産配分が100%（現金を除く）となるように、毎月、一定の基準で、マルチアセット投資への資産配分を引き上げます。マルチアセット投資部分以外は、安定資産投資を行います。
- マルチアセット投資の投資時期を分散すること（時間分散投資）により、株式等のリスク資産への投資時の価格水準の影響を分散させることができます。

資産配分推移のイメージ図



※マルチアセット投資への資産配分の引き上げは、委託会社が別途定める方針に基づき、基準価額の動向に関わらず、毎月、安定資産投資の投資残高を2027年6月までの残存月数で除した額を、安定資産投資からマルチアセット投資に変更することにより行います。

※上図はマルチアセット投資への資産配分を徐々に引き上げていくことについてのイメージ図であり、実際の引き上げ時期、引き上げ割合を示すものではありません。

- 満期償還（2027年8月27日）に向けて、2027年7月23日以降、マルチアセット投資への資産配分を順次引き下げ、現金化します。

4

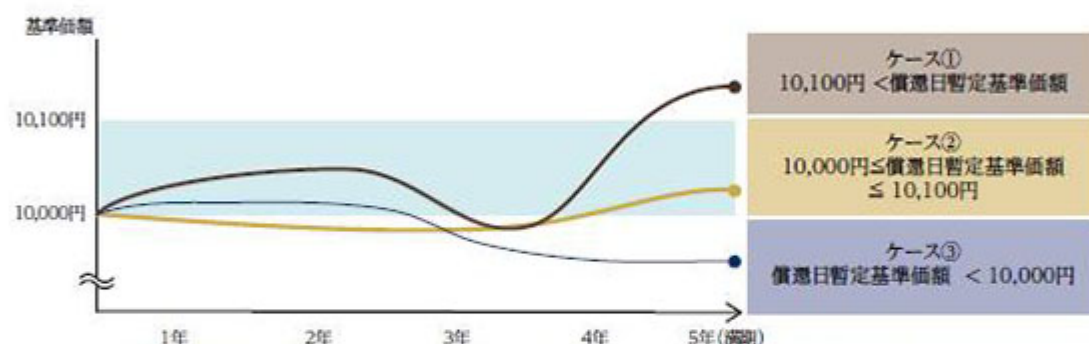
株式会社三菱UFJ銀行と締結する上値限定・元本確保契約に基づき、当ファンドの満期償還価額は、原則として元本(10,000円)と上値(10,100円)の範囲内となります。

■ 満期償還時の元本確保のために、上値限定・元本確保契約(以下、「本契約」といいます。)を、株式会社三菱UFJ銀行(以下、「元本確保会社」といいます。)並びに当ファンドの委託会社、受託会社およびその再信託受託会社である日本マスタートラスト信託銀行株式会社の間で締結します。

■ 本契約に基づき、当ファンドの満期償還価額は、マルチアセット投資の運用状況に応じて、原則として元本(10,000円)と上値(10,100円)の範囲内となります。

本契約の概要については次のページをご覧ください。

満期償還価額 3つのシナリオ



※償還日暫定基準価額とは、本契約に基づく満期償還時の金銭の支払いを勘案しない場合の償還日の基準価額をいいます。償還日暫定基準価額および満期償還価額は全て1万円当たりの価額として表示しています。

※上図は、満期償還価額を説明するためのイメージ図であり、実際の運用状況や満期償還価額を示すものではありません。

償還日暫定基準価額が：

ケース①	10,100円を上回る 場合	10,100円で償還します。 ・本契約に基づき、10,100円を超過する額は、当ファンドより元本確保会社に支払われます。
ケース②	10,000円以上10,100円以下 の場合	満期償還日の基準価額で償還します。
ケース③	10,000円未満 の場合	10,000円で償還します。 ・本契約に基づき、10,000円に対する不足額を、当ファンドが元本確保会社から受け取ります。

本契約は、元本確保会社の信用リスクの影響を受けます。元本確保会社の破綻や本契約当事者の債務不履行により、本契約が終了した場合には、速やかに当ファンドの償還手続きを開始し、繰上償還いたします。この場合、本契約に基づく満期償還価額の上値限定および元本確保は適用されず、償還時の基準価額で償還します。繰上償還時の償還価額は、10,000円を下回る場合があります。詳しくは「投資リスク」をご覧ください。

上値限定・元本確保契約の概要

上値限定・元本確保契約では、主に以下の内容が定められています。

元本確保(A)

信託期間中に当ファンドから元本確保会社に一定の対価を支払うことにより、償還日暫定基準価額が10,000円(元本)を下回る場合に元本確保会社が当ファンドへ元本不足額を支払うこと

上値限定(B)

信託期間中に当ファンドが元本確保会社から一定の対価の支払いを受けることにより、償還日暫定基準価額が10,100円(上値)を超過する場合に当ファンドが元本確保会社へ上値超過額を支払うこと

ポイント

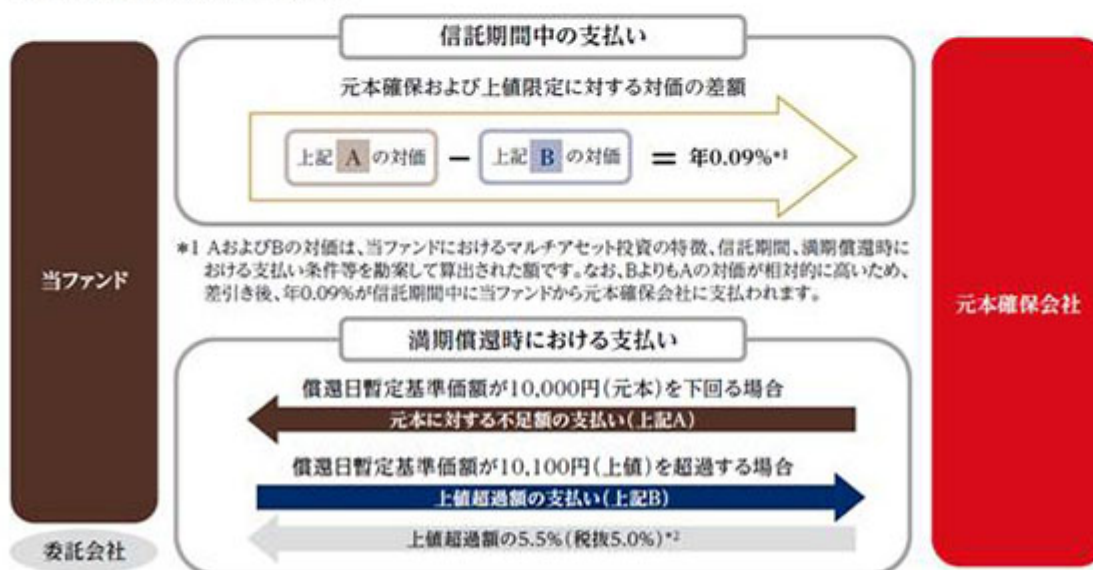


上値限定の取り決めにより、信託期間中に当ファンドは元本確保会社から一定の対価の支払いを受けます。これを元本確保に関する対価の支払いの一部と相殺することにより、信託期間中に当ファンドが負担する元本確保会社への支払い額を抑えています。

※償還日暫定基準価額とは、本契約に基づく満期償還時の金銭の支払いを勘案しない場合の償還日の基準価額をいいます。

償還日暫定基準価額および満期償還価額等は全て1万口当たりの価額として表示しています。

本契約に基づく支払いの概要



株式会社三菱UFJ銀行（元本確保会社）について

株式会社三菱UFJ銀行は三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下の商業銀行として銀行業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。信用格付けはA（S&P社 長期格付、2025年3月末基準）を取得しております。2024年12月末時点における預金残高は199.5兆円、三菱UFJフィナンシャル・グループの株式時価総額は22.3兆円です。

※2 委託会社は、本契約に基づく支払いとして、満期償還時に10,100円(上値)を超過する部分の5.5%(税抜5.0%)を受領します。なお、当該支払いは、満期償還時において、元本確保会社が受領する上値超過分から支弁され、当ファンドからの追加的な支払いは発生しません。

※図は、本契約の概要をご理解いただくためのイメージ図です。

※本契約は、投資者が当ファンドの満期償還まで継続保有することを想定して契約条件が定められているため、満期償還日前に当ファンドの換金が行われた場合は、本契約に基づいて当ファンドによる元本確保会社に対する違約金の支払いが発生する場合があります。そのため、満期償還日前に投資者が当ファンドの換金を行う場合には、当該違約金相当額を、中途解約調整金としてご負担いただく場合があります。詳しくは、「満期償還日前の換金について」をご参照ください。

※本契約は、元本確保会社の信用リスクの影響を受けます。元本確保会社の破綻や本契約当事者の債務不履行により、本契約が終了した場合には、速やかに当ファンドの償還手続を開始し、繰上償還いたします。この場合、本契約に基づく満期償還価額の上値限定および元本確保は適用されず、償還時の基準価額で償還します。繰上償還時の償還価額は、10,000円を下回る場合があります。詳しくは「投資リスク」をご参照ください。

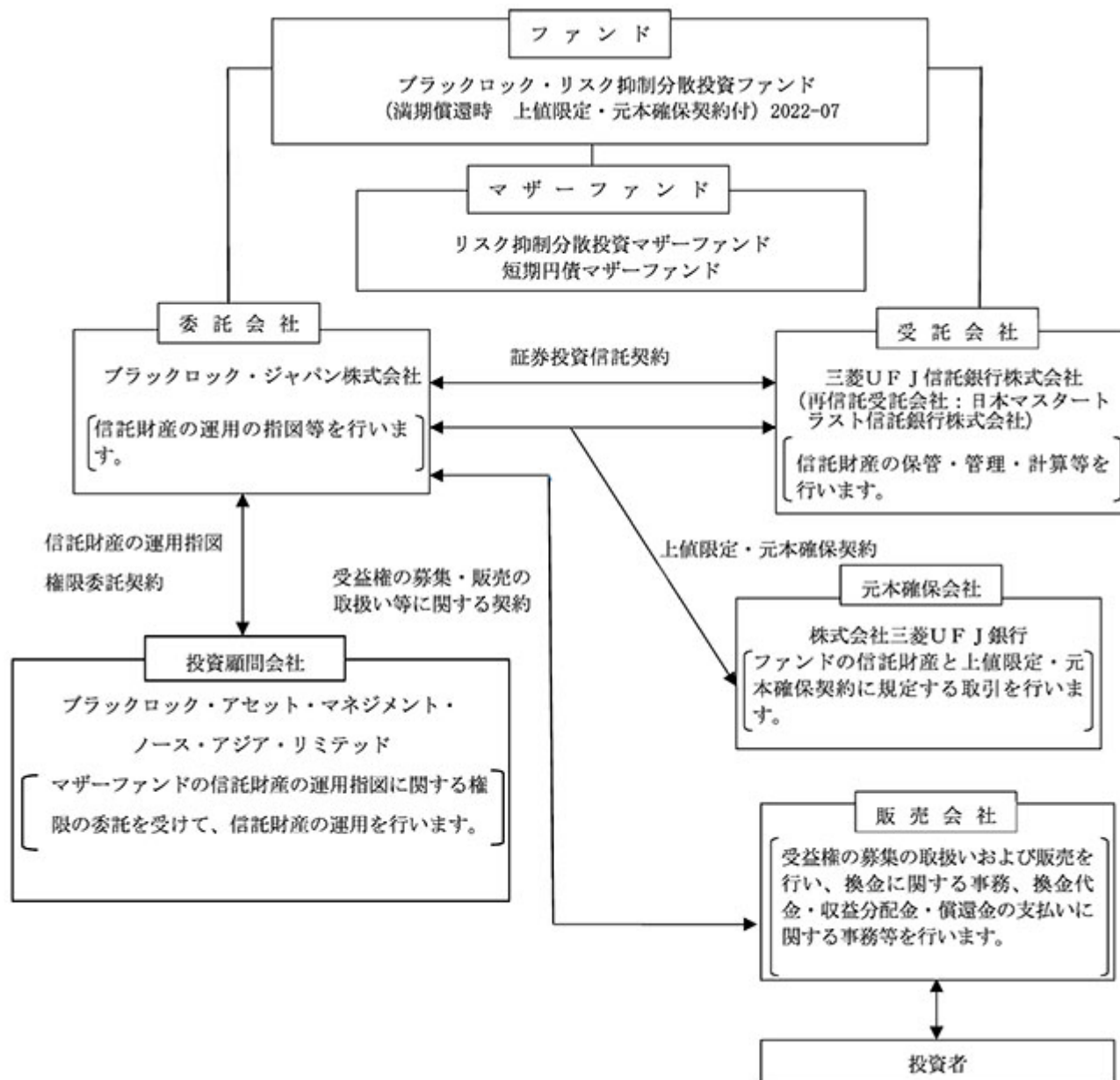
(2)【ファンドの沿革】

2022年7月29日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

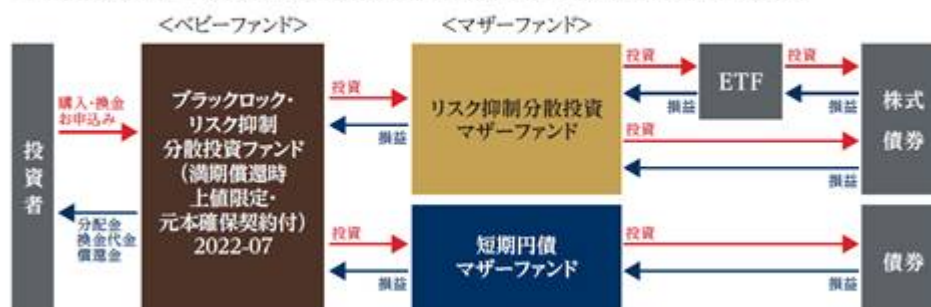
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの仕組み

当ファンドは、マザーファンドを主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用します。



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

d. 「上値限定・元本確保契約」

満期償還時における元本確保および上値限定を目的として行う取引について規定しています。

< 委託会社の概況 >

2025年3月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a．資本金 3,120百万円

b．沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を含む先進国の株式および債券に投資するブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「E T F」といいます。）へ投資します。

マザーファンドの受益証券を通じて投資するE T Fは、当該E T Fの収益の源泉やリスク、流動性および運用の効率性等を勘案のうえ、委託会社が選定し、また各E T Fへの投資割合を決定します。

マザーファンドの受益証券を通じて、日本を含む先進国の債券および株式へ投資する場合があります。

マザーファンドの受益証券を通じて、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引を活用する場合があります。

当初設定日から2027年6月まで、リスク抑制分散投資マザーファンドの受益証券（以下「分散投資マザーファンド」といいます。）の資産配分を毎月徐々に引き上げることで、時間分散投資効果を考慮した運用を行います。なお、当初設定日より、分散投資マザーファンドへの投資を開始します。

2027年7月23日（以下「流動化日」といいます。）以降は、償還に向けて、マザーファンドの組入比率を順次引き下げていきます。

満期償還時の元本確保のため、上値限定・元本確保契約を元本確保会社である株式会社三菱UFJ銀行等と締結します。

実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行いまたは行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> マザーファンドの運用の基本方針

リスク抑制分散投資マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の安定的な収益の確保を目指すとともに、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む先進国の債券および株式に投資するブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）ならびに日本を含む先進国の債券および株式を投資対象とします。なお、有価証券先物取引等のデリバティブ取引を活用する場合があります。

(2) 投資態度

主として、日本を含む先進国の債券および株式に投資するブラックロック・グループが運用するETFに投資をします。また、日本を含む先進国の債券および株式にも投資する場合があります。

投資対象とするETFは、流動性や運用の効率性等を勘案したうえで委託会社の判断により選定します。

投資対象とするETFへの投資割合は、市場の収益機会、この信託におけるリスク分散および運用の効率性等を勘案し、委託会社の判断により機動的に変更を行います。

市場環境の大きな変化等により価格変動リスクが上昇した場合には、債券に投資するETFおよび債券への配分比率を高めるなど価格変動リスクの抑制を重視した運用を行うことがあります。

外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引を活用する場合があります。

ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド(BlackRock Asset Management North Asia Limited)にETF等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

< 参考情報 当該マザーファンドの主要運用ガイドライン >

投資の指針および制限		
1	運用通貨	日本円

有価証券報告書（PDF）

2	投資対象	主として、先進国（日本を含む）の株式および債券市場の指数に連動することを目指す上場投資信託証券、先進国の株式や国債、上場先物を主要な投資対象とします。外貨建資産への投資に際して為替取引（スポット・フォワード取引）を行います。 その他、コール・ローンや金銭信託など短期金融商品への余資運用は可												
3	期待ターゲット・リスク	年率３％以下												
4	為替ヘッジ	対日本円での為替ヘッジは投資対象の取引通貨に対するフルヘッジを基本とします。												
5	投資制限	- 上場投資信託証券一銘柄あたりの組入れは、純資産に対して50％まで投資可とします。 - 下表のとおり、資産種別ごとに純資産総額に対する上限比率を設けます。 <table><tr><th>資産種別（カッコ内は原資産の投資先市場）</th><th>上限比率</th></tr><tr><td>上場投資信託証券（株式）および株式</td><td>40％</td></tr><tr><td>上場投資信託証券（債券・日本）</td><td>50％</td></tr><tr><td>上場投資信託証券（債券・米国）</td><td>50％</td></tr><tr><td>上場投資信託証券（債券・英国）</td><td>40％</td></tr><tr><td>上場投資信託証券（債券・ユーロ圏）および 国債（ユーロ圏）</td><td>40％</td></tr></table>	資産種別（カッコ内は原資産の投資先市場）	上限比率	上場投資信託証券（株式）および株式	40％	上場投資信託証券（債券・日本）	50％	上場投資信託証券（債券・米国）	50％	上場投資信託証券（債券・英国）	40％	上場投資信託証券（債券・ユーロ圏）および 国債（ユーロ圏）	40％
資産種別（カッコ内は原資産の投資先市場）	上限比率													
上場投資信託証券（株式）および株式	40％													
上場投資信託証券（債券・日本）	50％													
上場投資信託証券（債券・米国）	50％													
上場投資信託証券（債券・英国）	40％													
上場投資信託証券（債券・ユーロ圏）および 国債（ユーロ圏）	40％													

当ファンド設定時の内容です。今後変更になる場合があります。

元本確保会社の関連会社または出資する企業の株式を含む上場投資信託証券へ投資しない場合があります。

短期円債マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、長期的に円ベースでの信託財産の安定した成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、円建ての債券に投資することに安定的な収益の確保を目指します。

デュレーション・リスク、イールドカーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

債券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限り。）
- c. 約束手形（a. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- d. 金銭債権（a. およびc. に掲げるものに該当するものを除きます。）

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてリスク抑制分散投資マザーファンドおよび短期円債マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- h. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するもの、および n. のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

当ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応または効率的な運用に資するため、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし、関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドおよびリスク抑制分散投資マザーファンドの運用は、マルチアセット戦略部と協働して、マルチアセット運用部（当ファンド担当：5名程度）が担当いたします。

また、リスク抑制分散投資マザーファンドのE T F等への投資に係る運用の指図に関する権限の一部をブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドに委託し、モデル・ポートフォリオ・ソリューション（M P S）（当ファンド担当：5名程度）が担当いたします。

短期円債マザーファンドの運用はファンダメンタル債券運用部（当ファンド担当：5名程度）が担当します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用体制等は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約11.6兆米ドル^{*}（約1,732兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

^{*} 2025年3月末現在。（円換算レートは1米ドル＝149.54円を使用）

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時（3月の最終営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。分配金額を決定する際には、当ファンドの商品性を考慮し、より分配を抑制することを基本とし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

a．分配対象額の範囲

分配対象収益の範囲は、経費控除後の配当等収益または元本超過額のいずれか多い額とします。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配

a．信託期間中の収益分配は、b．に掲げる収益分配可能額の範囲内で、別に定める収益分配方針にしたがって行います。

b．収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次の各号に掲げる額とします。

(a) 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から諸経費、諸費用、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の支出金ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額

(b) 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、配当等収益の額から諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の支出金ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

収益分配金の支払い

a．支払時期と支払場所

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

b．時効

投資者が、a．(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

a．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

b．上場投資信託証券への投資制限

上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

c．同一銘柄の上場投資信託証券への投資制限

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

d．投資する投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への投資制限

投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

e．投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

f．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h．先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i．スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k．有価証券の貸付の指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ．投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

l．公社債の空売りの指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

m．公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとしします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

n．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

o．資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

p．デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

q．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa．の数がb．の数を越えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．資産配分リスク

内外の債券、株式市場に投資するアプローチを取ります。投資対象資産の配分比率は運用経過とともに変動します。一定の固定された比率で投資する場合と比べ、この資産配分比率の変動は当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、収益率が低い資産への配分が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への配分が比較的小さい場合、収益性を悪化させる要因となる場合があります。

b．株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d．信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。

債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e．為替変動リスク

外貨建資産に投資します。為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として、投資する有価証券の取引通貨に対して、為替ヘッジを行います。当該通貨の対円での為替変動による影響の全てを回避することはできません。また、ヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

f．カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

g．デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）をほぼ直接に受けることが想定されます。

b．償還価額に関する留意点

上値限定・元本確保契約に基づいて当ファンドとの間で受け払いの相手方となる元本確保会社の破綻や債務不履行等により、当該契約が終了した場合には、速やかに償還手続きを開始し、繰上償還をいたします。繰上償還の場合、償還時の基準価額で償還します。よって、繰上償還時の償還価額は、10,000円を下回る場合があります。

また、元本確保会社の破綻や債務不履行等による当該契約終了が満期償還直前に発生した場合、繰上償還手続きが取れません。この場合、満期償還時であっても満期償還価額が10,000円を下回る場合があります。上述の通り上値限定・元本確保契約が満期償還前に終了した場合であっても、当ファンドから元本確保会社へ支払われた信託期間中の支払い（年0.09％）の返還はありません。

c．換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の換金の受付を取り消す場合があります。

d．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

e．流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
- ・投資対象とするE T Fの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該E T Fの上場市場の動向が不安定になった場合

金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

f．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

中途解約調整金

換金受付日の翌営業日の基準価額に応じて、以下の通り中途解約調整金がかかります。中途解約調整金は、換金時に元本確保会社に支払われます。中途解約調整金は、上値限定・元本確保契約に基づき、満期償還前の換金時にファンドが元本確保会社に支払う違約金相当額です。

換金受付日の翌営業日の基準価額が 10,000円を超える場合	10,000円超過額
換金受付日の翌営業日の基準価額が 10,000円以下の場合	中途解約調整金は、発生しません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.440%（税抜0.400%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.187% （税抜0.170%）以内	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.220% （税抜0.200%）以内	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.033% （税抜0.030%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	マザーファンドを通じて投資する上場投資信託証券において報酬等 [*] が別にかかります。ただし、ブラックロック・グループが受け取る当該上場投資信託証券の報酬相当分については、当ファンドの委託会社の報酬率を引き下げるにより、調整を行います。よって、実質的な運用管理費用は年0.440%（税抜0.400%）以内とします。なお、調整を月次で行うため、資産配分の状況により一時的に年0.440%（税抜0.400%）を超過する場合があります。	[*] 投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することはできません。当該報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

報酬率の詳細は、「運用管理費用（信託報酬）の詳細」をご覧ください。

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）、および毎計算期末、換金または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

運用管理費用(信託報酬)の詳細

ファンドの運用管理費用(信託報酬)の報酬率については、前月最終営業日におけるリスク抑制分散投資マザーファンドの組入比率に基づき決定されます。

報酬率は月次で見直され、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用されます。

		リスク抑制分散投資マザーファンドの組入比率				
		10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満
合計		年0.0737% (税抜0.067%) 以内	年0.1144% (税抜0.104%) 以内	年0.1551% (税抜0.141%) 以内	年0.1958% (税抜0.178%) 以内	年0.2365% (税抜0.215%) 以内
配 分	委託会社	年0.0187% (税抜0.017%) 以内	年0.0374% (税抜0.034%) 以内	年0.0561% (税抜0.051%) 以内	年0.0748% (税抜0.068%) 以内	年0.0935% (税抜0.085%) 以内
	販売会社	年0.0220% (税抜0.020%)	年0.0440% (税抜0.040%)	年0.0660% (税抜0.060%)	年0.0880% (税抜0.080%)	年0.1100% (税抜0.100%)
	受託会社	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)
		マザーファンドを通じて投資する上場投資信託証券において報酬等が別にかかります。 ただし、当ファンドの委託会社の報酬率については、ブラックロック・グループが受け取る当該上場投資信託証券の報酬相当分を引き下げる調整を行います。 よって、実質的な運用管理費用(信託報酬)は、以下の通りとなります。				
実質的な 運用管理費用 (信託報酬)		年0.0720% ～0.0737% (税抜0.067%)	年0.1110% ～0.1144% (税抜0.104%)	年0.1500% ～0.1551% (税抜0.141%)	年0.1890% ～0.1958% (税抜0.178%)	年0.2280% ～0.2365% (税抜0.215%)
		・投資する上場投資信託証券が外国籍である場合は報酬等について消費税は課されず、当ファンドの運用管理費用(信託報酬)のみに消費税が課されます。よって、上場投資信託証券の組入状況により税込みの実質的な運用管理費用(信託報酬)は上記の範囲となります。 ・調整を月次で行うため、資産配分の状況により一時的に上記の率を超過する場合(または上記の率未満になる場合)があります。				

		リスク抑制分散投資マザーファンドの組入比率				
		50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
合計		年0.2772% (税抜0.252%) 以内	年0.3179% (税抜0.289%) 以内	年0.3586% (税抜0.326%) 以内	年0.3993% (税抜0.363%) 以内	年0.4400% (税抜0.400%) 以内
配 分	委託会社	年0.1122% (税抜0.102%) 以内	年0.1309% (税抜0.119%) 以内	年0.1496% (税抜0.136%) 以内	年0.1683% (税抜0.153%) 以内	年0.1870% (税抜0.170%) 以内
	販売会社	年0.1320% (税抜0.120%)	年0.1540% (税抜0.140%)	年0.1760% (税抜0.160%)	年0.1980% (税抜0.180%)	年0.2200% (税抜0.200%)
	受託会社	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)
		マザーファンドを通じて投資する上場投資信託証券において報酬等が別にかかります。 ただし、当ファンドの委託会社の報酬率については、ブラックロック・グループが受け取る当該上場投資信託証券の報酬相当分を引き下げる調整を行います。 よって、実質的な運用管理費用(信託報酬)は、以下の通りとなります。				
実質的な 運用管理費用 (信託報酬)		年0.2670% ～0.2772% (税抜0.252%)	年0.3060% ～0.3179% (税抜0.289%)	年0.3450% ～0.3586% (税抜0.326%)	年0.3840% ～0.3993% (税抜0.363%)	年0.4230% ～0.4400% (税抜0.400%)
		・投資する上場投資信託証券が外国籍である場合は報酬等について消費税は課されず、当ファンドの運用管理費用(信託報酬)のみに消費税が課されます。よって、上場投資信託証券の組入状況により税込みの実質的な運用管理費用(信託報酬)は上記の範囲となります。 ・調整を月次で行うため、資産配分の状況により一時的に上記の率を超過する場合(または上記の率未満になる場合)があります。				

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- １．受益権の管理事務に関連する費用
- ２．有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
- ３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- ５．運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
- ６．公告に係る費用
- ７．他の信託との併合および信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ８．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.110%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用等^{*}は、その都度、信託財産中より支弁します。

^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

投資する上場投資信託証券に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途当該上場投資信託証券から支払われます。

当ファンドでは、受託会社、再信託受託会社、委託会社および株式会社三菱ＵＦＪ銀行（以下、「元本確保会社」といいます。）の間で、満期償還価額にかかる上値限定・元本確保契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。本契約に基づき、以下の通り、当ファンドから元本確保会社に対して対価を支払います。

- ・ 信託期間を通して、信託財産の純資産総額に年0.09%を乗じた額を当ファンドより元本確保会社に支払います。（なお、本契約には元本確保と上値限定およびその対価について定められており、この支払は、満期償還時における元本確保（元本確保会社による当ファンドに対する元本不足額の支払い）の対価としての信託期間中の当ファンドによる元本確保会社への支払いと、満期償還時における上値限定（当ファンドによる元本確保会社に対する上値超過額の支払い）の対価としての信託期間中の元本確保会社による当ファンドへの支払いが一部相殺された、相殺後の差額相当額です。前者の方が後者よりも高いため、信託期間中、当ファンドが元本確保会社に対してかかる相殺後の差額相当額（当ファンドの純資産総額に対して年0.09%）を支払うことになります。）
- ・ 満期償還時に、当ファンドの償還日暫定基準価額が上値（10,100円）を超過した場合に、上値超過額を当ファンドより元本確保会社に支払います。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個人の課税の取扱いについて

a．収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

b．換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金ならびに換金時および償還時の元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2025年3月末現在のものです。

「ブラックロック・リスク抑制分散投資ファンド（満期償還時 上値限定・元本確保契約付）2022-07」

(1)【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		4,560,975,686	99.96
	内 日本	4,560,975,686	99.96
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,726,846	0.04
純資産総額		4,562,702,532	100.00

（注）上記には、当ファンドが締結する上値限定・元本確保契約に係る評価額は含まれておりません。なお、ファンドの経理状況に掲げる財務諸表には、上値限定・元本確保契約に係る評価額が含まれております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国／地域	種類	数量（口）	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （%）
1	リスク抑制分散投資マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	2,653,051,404	0.9574	2,540,084,681	0.9371	2,486,174,470	54.49
2	短期円債マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	2,077,710,011	1.0000	2,077,710,011	0.9986	2,074,801,216	45.47

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.96

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2023年3月31日)	5,117,593,672	(同左)	0.9976	(同左)
第2期(2024年3月29日)	4,872,795,201	(同左)	0.9925	(同左)
第3期(2025年3月31日)	4,562,702,532	(同左)	0.9792	(同左)
2024年3月末現在	4,872,795,201	—	0.9925	—
2024年4月末現在	4,809,489,826	—	0.9876	—
2024年5月末現在	4,795,694,915	—	0.9848	—
2024年6月末現在	4,805,108,666	—	0.9867	—
2024年7月末現在	4,804,577,650	—	0.9866	—
2024年8月末現在	4,820,598,706	—	0.9899	—
2024年9月末現在	4,825,951,535	—	0.9910	—
2024年10月末現在	4,596,822,146	—	0.9865	—
2024年11月末現在	4,599,411,814	—	0.9870	—
2024年12月末現在	4,585,576,330	—	0.9841	—
2025年1月末現在	4,591,893,177	—	0.9854	—
2025年2月末現在	4,583,666,498	—	0.9837	—
2025年3月末現在	4,562,702,532	—	0.9792	—

(注) 上記には、当ファンドが締結する上値限定・元本確保契約に係る評価額は含まれておりません。なお、ファンドの経理状況に掲げる財務諸表には、上値限定・元本確保契約に係る評価額が含まれております。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	—
第2期	—
第3期	—

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	0.2
第2期	0.5
第3期	1.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第 1 期	5,159,831,501	30,000,000	5,129,831,501
第 2 期	—	220,000,000	4,909,831,501
第 3 期	—	250,000,000	4,659,831,501

（参考情報）

「リスク抑制分散投資マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		2,497,458,422	100.45
	内 アメリカ	1,268,328,397	51.02
	内 日本	817,171,451	32.87
	内 アイルランド	361,405,382	14.54
	内 ドイツ	50,553,192	2.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		11,307,484	0.45
純資産総額		2,486,150,938	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	日本	投資信託 受益証券	339,708	2,395.9551	813,925,142	2,255.0000	766,041,540	30.81
2	iShares 0-3 Month Treasury Bond ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	32,762	15,050.53	493,085,520	15,052.17	493,139,468	19.84
3	iShares U.S. Treasury Bond ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	85,531	3,412.00	291,831,868	3,428.49	293,242,486	11.80
4	iShares Short Treasury Bond ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	17,682	16,514.47	292,008,926	16,514.48	292,009,106	11.75
5	iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	アイルランド	投資信託 受益証券	7,309	24,552.97	179,457,682	24,537.61	179,345,406	7.21
6	iShares Germany Govt Bond UCITS ETF	アイルランド	投資信託 受益証券	6,602	20,041.41	132,313,390	19,536.31	128,978,737	5.19
7	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	1,485	83,370.13	123,804,651	83,450.10	123,923,402	4.98
8	iShares 20+ Year Treasury Bond ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	4,898	13,689.01	67,048,800	13,477.73	66,013,935	2.66
9	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	アイルランド	投資信託 受益証券	32,399	1,550.67	50,240,192	1,638.36	53,081,239	2.14
10	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	日本	投資信託 受益証券	186,130	283.3011	52,730,852	274.7000	51,129,911	2.06
11	iShares Core DAX® UCITS ETF (DE)	ドイツ	投資信託 受益証券	1,669	25,140.13	41,958,889	30,289.50	50,553,192	2.03

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	100.45

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）

「短期円債マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		2,049,115,550	98.77
	内 日本	2,049,115,550	98.77
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		25,582,353	1.23
純資産総額		2,074,697,903	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	1 2 8 7 国庫短期証券	日本	2025/5/19	0.3098	国債証券	1,800,000,000	99.94	1,799,018,760	99.95	1,799,146,800	86.72
2	1 2 8 0 国庫短期証券	日本	2025/4/14	0.2402	国債証券	250,000,000	99.94	249,857,500	99.98	249,968,750	12.05

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.77

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、購入の申込受付は行っておりませんので、該当事項はありません。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。原則として、換金の申込の受付は、午後3時30分までとなっております。ただし、受付時間は各販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2) 換金単位

換金単位は、1口単位です。換金単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金受付日

換金の申込は、2027年7月15日までの期間、毎年1月15日、4月15日、7月15日、10月15日（ただし、当該日がファンド営業日^{*}に該当しない場合に翌ファンド営業日）を換金受付日として受け付けます。

^{*} ファンド営業日とは、以下のいずれにも該当しない国内の営業日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日
- ・ニューヨークの銀行休業日
- ・ロンドンの銀行休業日

各換金受付日の約1ヵ月前から各換金受付日までを当該換金受付日の換金申込期間といたします。原則として、換金受付日の午後3時30分までに受け付けたものを当該換金受付日のお申込みとして受け付けます。

ただし、2027年7月16日以降は換金のお申込みを受け付けません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から中途解約調整金を差し引いた額とします。

中途解約調整金については、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (2) 換金（解約）手数料 中途解約調整金」をご覧ください。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記にお問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

満期償還日前の換金について

当ファンドの換金価額は、換金受付日^{*1}の翌営業日の基準価額（以下、「換金時基準価額」といいます。）の水準により以下の通りに決定されます。

- 換金時基準価額が10,000円以上の場合、換金価額は10,000円となります。
換金時基準価額と換金価額（10,000円）との差額は、中途解約調整金^{*2}としてご負担いただきます。
- 換金時基準価額が10,000円を下回る場合、換金価額は換金時基準価額となります。

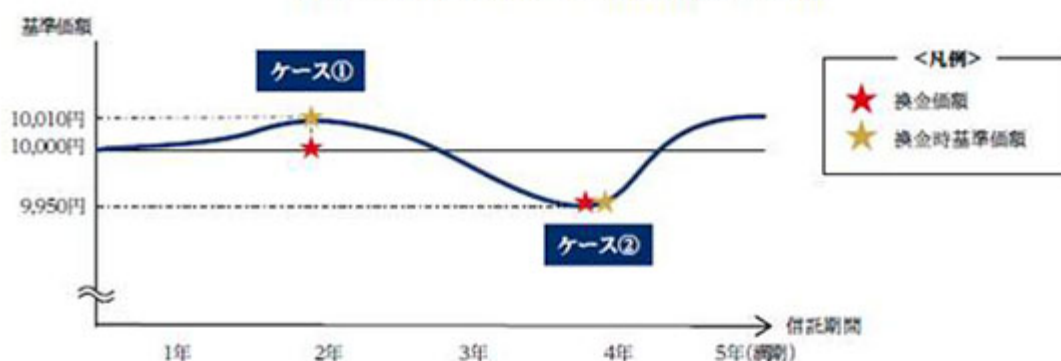
*1 換金受付日について

当ファンドの換金受付日は特定の日に限定されております。換金受付日については、「2 換金（解約）手続等（2）換金受付日」をご参照ください。

*2 中途解約調整金について

上値限定・元本確保契約では、投資者が当ファンドの満期償還まで継続保有することを想定して契約条件が定められているため、満期償還日前に当ファンドの換金が行われた場合には、元本確保会社が当ファンドに対して違約金を課することがあります。そのため、当該違約金相当額の中途解約調整金を、満期償還日前に換金する投資者にご負担いただきます。

（イメージ図）満期償還日前の基準価額の推移と換金価額



※上図は、満期償還日前の換金価額について説明するためのイメージ図であり、実際の運用状況や基準価額の推移を示すものではありません。実際の換金価額は、上図で示す9,950円を下回る場合があります。

※換金時基準価額および換金価額は全て1万口当たりの価額として表示しています。



満期償還日前の換金については、換金時基準価額が10,000円を下回る場合には、元本確保は行われません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、2022年7月29日から2027年8月27日までとします。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年3月の最終営業日の翌日から翌年3月の最終営業日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2023年3月31日までとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、信託期間中において、当ファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、上値限定・元本確保契約が、解約その他の理由により終了した場合あるいは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c . a . の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d . c . の書面決議において、投資者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下e . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e . c . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f . c . ~ e . までの規定は、委託会社が当ファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c . ~ e . までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- g . 委託会社は、監督官庁より当ファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、当ファンドを償還させます。
- h . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドを償還させます。
- i . h . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、「 信託約款の変更b . 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、a . の事項（a . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c．b．の書面決議において、投資者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．b．の書面決議は議決権を行行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e．書面決議の効力は、当ファンドのすべての投資者に対してその効力を生じます。

f．b．～e．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g．a．～f．までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa．～f．の規定にしたがいます。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知っている受益者にお届けいたします。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

a．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b．「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

c．「上値限定・元本確保契約」の期間は特に定められておらず、原則として当該契約に係るすべての国内投資信託の信託期間が終了した場合または当該契約で定める解約事由に該当する場合、当該契約は終了します。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則とし6営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係る換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（2024年3月30日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

- （３） 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「リスク抑制分散投資マザーファンド」及び「短期円債マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロック・リスク抑制分散投資ファンド（満期償還時 上値限定・元本確保契約付）2022-07】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2024年3月29日現在)	第3期 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,749,596	10,028,325
親投資信託受益証券	4,871,281,366	4,560,975,686
流動資産合計	4,880,030,962	4,571,004,011
固定資産		
投資その他の資産		
派生商品評価勘定	20,292,334	22,101,581
投資その他の資産合計	20,292,334	22,101,581
固定資産合計	20,292,334	22,101,581
資産合計	4,900,323,296	4,593,105,592
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	785,124	755,222
未払委託者報酬	3,099,448	4,068,044
その他未払費用	3,351,189	3,478,213
流動負債合計	7,235,761	8,301,479
負債合計	7,235,761	8,301,479
純資産の部		
元本等		
元本	4,909,831,501	4,659,831,501
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,743,966	75,027,388
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	4,893,087,535	4,584,804,113
純資産合計	4,893,087,535	4,584,804,113
負債純資産合計	4,900,323,296	4,593,105,592

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月29日)	第3期 (自 2024年3月30日 至 2025年3月31日)
営業収益		
有価証券売買等損益	11,826,625	46,572,167
派生商品取引等損益	3,538,706	2,455,500
営業収益合計	8,287,919	49,027,667
営業費用		
受託者報酬	1,628,792	1,563,778
委託者報酬	5,684,137	7,982,897
その他費用	2,778,885	2,674,080
営業費用合計	10,091,814	12,220,755
営業利益又は営業損失（ ）	18,379,733	61,248,422
経常利益又は経常損失（ ）	18,379,733	61,248,422
当期純利益又は当期純損失（ ）	18,379,733	61,248,422
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	73,767	16,743,966
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,562,000	2,965,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,562,000	2,965,000
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,743,966	75,027,388

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

上値限定・元本確保契約

当ファンドは満期償還時の元本確保のため、上値限定・元本確保契約を締結しております。当該契約は会計上のデリバティブとして取り扱っております。

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

デリバティブ取引

(1) 財務諸表に計上した金額

派生商品評価勘定 22,101,581円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

財務諸表に計上した金額の算出方法

上値限定・元本確保契約の時価については、公表された相場価格が存在しないため、委託会社が合理的事由をもって認める評価額で評価しております。時価の算定にあたっては、評価技法として、本契約の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できるオプション評価モデルを用いております。

財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

上値限定・元本確保契約の時価について、財務諸表に計上した金額の算出に用いられる主要な仮定は当ファンドの基準価額のボラティリティや金利等があげられ、見積りの要素が伴います。また、当ファンドにおける一部解約の結果、当該デリバティブの契約額を当ファンドの満期償還前に一部減額する可能性があります。

開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に与える影響

当ファンドの当計算期間においては、適切な検証を実施した上でデリバティブ取引に関する時価が合理的であると判断しております。しかしながら、当該時価の算定に使用されている主要な仮定には不確実性があるため、開示対象ファンドの翌計算期間の派生商品評価勘定は主要な仮定により重要な影響を受ける可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第 2 期 (2024年 3 月29日現在)	第 3 期 (2025年 3 月31日現在)
1 当該計算期間の末日における 受益権総数	4,909,831,501口	4,659,831,501口
2 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の 6 第10号に規定する額	元本の欠損 16,743,966円	元本の欠損 75,027,388円
3 1口当たり純資産額	0.9966円	0.9839円

「上値限定・元本確保契約」は会計上のデリバティブに該当し、派生商品評価勘定として貸借対照表に計上されているため、1口当たり純資産の金額には、「上値限定・元本確保契約」の期末評価損益が含まれております。

当該金額分、計算期間の末日の1口当たり純資産の金額と1口当たり解約金額が異なっております。

デリバティブ取引「上値限定・元本確保契約」の契約額、時価及び期末評価損益の金額は、（その他の注記）「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第 2 期 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月29日)	第 3 期 (自 2024年 3 月30日 至 2025年 3 月31日)
1 資産運用の権限を再委託する 場合の当該委託費用	281,211円	592,925円
2 分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の 配当等収益額が27,833,274円であり、 純資産額の元本超過額がないため、 分配対象収益は27,833,274円となりましたが、 委託会社が基準価額水準・市況動向等を 勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の 配当等収益額が48,404,439円であり、 純資産額の元本超過額がないため、 分配対象収益は48,404,439円となりましたが、 委託会社が基準価額水準・市況動向等を 勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引には、上値限定・元本確保契約も含まれます。上値限定・元本確保契約は、当ファンドの満期償還時における元本確保及び上値限定を目的として、締結されています。上値限定・元本確保契約に係る主要なリスクは、元本確保会社の破綻や債務不履行等による当契約の終了により、元本確保会社から当ファンドへの元本不足額が支払われず、当ファンドが償還時に損失を被るリスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第 2 期 (2024年 3 月29日現在)	第 3 期 (2025年 3 月31日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 投資信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率

項目	第 2 期 (2024年 3 月29日現在)	第 3 期 (2025年 3 月31日現在)
設定年月日	2022年 7 月29日	2022年 7 月29日
設定元本額	5,159,831,501円	5,159,831,501円
期首元本額	5,129,831,501円	4,909,831,501円
元本残存率	95.15%	90.30%

2 有価証券関係

第 2 期（2024年 3 月29日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	9,323,693
合計	9,323,693

第 3 期（2025年 3 月31日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	43,230,512
合計	43,230,512

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

その他

区分	種類	第2期（2024年3月29日現在）			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超 （円）		
市場取引以外の取引	上値限定・元本確保契約	4,909,831,501	4,909,831,501	20,292,334	20,292,334
合計		4,909,831,501	4,909,831,501	20,292,334	20,292,334

区分	種類	第3期（2025年3月31日現在）			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超 （円）		
市場取引以外の取引	上値限定・元本確保契約	4,659,831,501	4,659,831,501	22,101,581	22,101,581
合計		4,659,831,501	4,659,831,501	22,101,581	22,101,581

（注1） 時価の算定方法

金融商品取引業者等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）で評価しております。

（注2） 契約額等は、上値限定・元本確保契約の対象となっている10,000円の1万分の1に当ファンドの残存受益権口数を乗じた額を表示しております。

（注3） ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	リスク抑制分散投資マザーファンド	2,653,051,404	2,486,174,470	
	短期円債マザーファンド	2,077,710,011	2,074,801,216	
親投資信託受益証券 合計			4,560,975,686	
合計			4,560,975,686	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

（参考情報）

当ファンドは「リスク抑制分散投資マザーファンド」及び「短期円債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月31日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「リスク抑制分散投資マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2025年3月31日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	1,143,921
金銭信託	22,926,653
投資信託受益証券	2,497,458,424
派生商品評価勘定	433,783
流動資産合計	2,521,962,781
資産合計	2,521,962,781
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	35,811,843
流動負債合計	35,811,843
負債合計	35,811,843
純資産の部	
元本等	
元本	2,653,051,404
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	166,900,466
元本等合計	2,486,150,938
純資産合計	2,486,150,938
負債純資産合計	2,521,962,781

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月の最終営業日の翌日から翌年3月の最終営業日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

（３）時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年3月31日現在）	
１ 当該計算日における受益権総数		2,653,051,404口
２ 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	166,900,466円
３ １口当たり純資産額		0.9371円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「流動性リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建資産の時価総額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2025年3月31日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年3月31日現在）	
同計算期間の期首元本額	1,780,774,145円
同計算期間中の追加設定元本額	984,710,654円
同計算期間中の一部解約元本額	112,433,395円
同計算期間末日の元本額	2,653,051,404円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・リスク抑制分散投資ファンド（満期償還時 上値限定・元本確保契約付）2022-07	2,653,051,404円
合計	2,653,051,404円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（2025年3月31日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	40,947,492
合計	40,947,492

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2025年3月31日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	1,244,103,452	-	1,268,603,235	24,499,783
	イギリスポンド	238,802,744	-	245,332,640	6,529,896
	ユーロ	217,235,251	-	221,588,615	4,353,364
	買建				
	イギリスポンド	13,767,681	-	13,737,080	30,601
	ユーロ	41,419,776	-	41,455,360	35,584
	合計	1,755,328,904	-	1,790,716,930	35,378,060

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	186,130	51,129,911	
		iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	339,708	766,041,540	
	日本円 小計		525,838	817,171,451	
	アメリカドル	iShares 0-3 Month Treasury Bond ETF	32,762.000	3,298,150.540	
		iShares 20+ Year Treasury Bond ETF	4,898.000	441,505.720	
		iShares Core S&P 500 ETF	1,485.000	828,808.200	
		iShares Short Treasury Bond ETF	17,682.000	1,952,976.900	
		iShares U.S. Treasury Bond ETF	85,531.000	1,961,225.830	
	アメリカドル 小計		142,358.000	8,482,667.190 (1,268,328,398)	
	イギリスポンド	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	32,399.000	273,868.740	
		iShares UK Gilts 0-5yr UCITS ETF	7,309.000	925,319.400	
	イギリスポンド 小計		39,708.000	1,199,188.140 (232,426,645)	
	ユーロ	iShares Core DAX® UCITS ETF (DE)	1,669.000	311,902.720	
		iShares Germany Govt Bond UCITS ETF	6,602.000	795,772.070	
	ユーロ 小計		8,271.000	1,107,674.790 (179,531,930)	
投資信託受益証券 合計				2,497,458,424 (1,680,286,973)	
合計				2,497,458,424 (1,680,286,973)	

(注 1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注 2) 1 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 5銘柄	100.0%	75.5%
イギリスポンド	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	13.8%
ユーロ	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	10.7%

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「短期円債マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2025年 3 月31日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	25,582,353
国債証券	2,049,115,550
流動資産合計	2,074,697,903
資産合計	2,074,697,903
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	2,077,710,011
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	3,012,108
元本等合計	2,074,697,903
純資産合計	2,074,697,903
負債純資産合計	2,074,697,903

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年 3 月の最終営業日の翌日から翌年 3 月の最終営業日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年3月31日現在）	
1 当該計算日における受益権総数		2,077,710,011口
2 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	3,012,108円
3 1口当たり純資産額		0.9986円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「流動性リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2025年3月31日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は
ありません。
- 2 時価の算定方法
(1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって
おります。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、
当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に
従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年3月31日現在）	
同計算期間の期首元本額	3,169,383,926円
同計算期間中の追加設定元本額	- 円
同計算期間中の一部解約元本額	1,091,673,915円
同計算期間末日の元本額	2,077,710,011円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・リスク抑制分散投資ファンド（満期償還時 上値限定・元本確保契約付）2022-07	2,077,710,011円
合計	2,077,710,011円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（2025年3月31日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	239,290
合計	239,290

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
国債証券	1 2 8 0 国庫短期証券	250,000,000	249,968,750	
	1 2 8 7 国庫短期証券	1,800,000,000	1,799,146,800	
国債証券 合計			2,049,115,550	
合計			2,049,115,550	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2025年3月末現在)

「ブラックロック・リスク抑制分散投資ファンド（満期償還時 上値限定・元本確保契約付）2022-07」

資産総額	4,571,004,011円
負債総額	8,301,479円
純資産総額(-)	4,562,702,532円
発行済数量	4,659,831,501口
1単位当たり純資産額(/)	0.9792円

(注) 上記には、当ファンドが締結する上値限定・元本確保契約に係る評価額は含まれておりません。なお、ファンドの経理状況に掲げる財務諸表には、上値限定・元本確保契約に係る評価額が含まれております。

(参考情報)

「リスク抑制分散投資マザーファンド」

資産総額	2,521,962,781円
負債総額	35,811,843円
純資産総額(-)	2,486,150,938円
発行済数量	2,653,051,404口
1単位当たり純資産額(/)	0.9371円

(参考情報)

「短期円債マザーファンド」

資産総額	2,074,697,903円
負債総額	0円
純資産総額(-)	2,074,697,903円
発行済数量	2,077,710,011口
1単位当たり純資産額(/)	0.9986円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

当ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の申込の受付け、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める

金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年3月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	198	13,193,652
単位型株式投資信託	71	477,676
合計	269	13,671,327

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,222	18,849
立替金		42	40
前払費用		153	163
未収入金	2	2	0
未収委託者報酬		2,178	2,623
未収運用受託報酬		2,712	3,431
未収収益	2	1,839	1,933
為替予約		1	-
その他流動資産		-	-
流動資産計		26,153	27,042
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	500	408
器具備品	1	432	334
有形固定資産計		932	742
無形固定資産			
ソフトウェア		12	7
無形固定資産計		12	7
投資その他の資産			
投資有価証券		22	32
長期差入保証金		812	820
前払年金費用		1,142	1,241
長期前払費用		6	3
繰延税金資産		732	955
投資その他の資産計		2,717	3,054
固定資産計		3,662	3,805
資産合計		29,815	30,847

	第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	144	85
未払金	2	
未払収益分配金	5	5
未払償還金	70	70
未払手数料	432	530
その他未払金	69	62
未払費用	2	
未払消費税等	192	424
未払法人税等	1,472	2,223
為替予約	-	3
前受金	254	162
賞与引当金	1,902	2,330
役員賞与引当金	146	147
早期退職慰労引当金	176	129
流動負債計	5,814	7,420
固定負債		
退職給付引当金	101	103
資産除去債務	963	964
固定負債計	1,064	1,068
負債合計	6,879	8,488
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,632	12,054
利益剰余金合計	12,968	12,391
株主資本合計	22,936	22,359
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	22,936	22,359
負債・純資産合計	29,815	30,847

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

		第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,885	8,337
運用受託報酬	1	8,621	10,459
その他営業収益	1	18,148	19,213
営業収益計		33,655	38,009
営業費用			
支払手数料		1,597	1,990
広告宣伝費		152	259
調査費			
調査費		357	352
委託調査費	1	4,651	5,494
調査費計		5,009	5,846
委託計算費		117	92
営業雑経費			
通信費		88	119
印刷費		87	81
諸会費		44	39
営業雑経費計		220	240
営業費用計		7,097	8,430
一般管理費			
給料			
役員報酬		694	425
給料・手当		5,875	5,749
賞与		2,563	2,880
給料計		9,133	9,055
退職給付費用		489	430
福利厚生費		1,185	1,151
事務委託費	1	4,562	6,695
交際費		69	52
旅費交通費		193	223
租税公課		294	317
不動産賃借料		904	814
水道光熱費		82	70
固定資産減価償却費		473	298
資産除去債務利息費用		2	1
事務過誤取引損		3	0
諸経費		484	459
一般管理費計		17,878	19,571
営業利益		8,678	10,007

	第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業外収益		
受取利息	-	3
有価証券売却益	-	6
為替差益	-	153
その他	0	1
営業外収益計	0	164
営業外費用		
支払手数料	-	1
有価証券売却損	0	-
為替差損	16	-
固定資産除却損	4	0
その他	0	0
営業外費用計	23	2
経常利益	8,656	10,169
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	203	128
特別損失計	203	128
税引前当期純利益	8,453	10,041
法人税、住民税及び事業税	2,633	3,441
法人税等調整額	163	223
当期純利益	5,656	6,822

(3)【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2023年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	3	3	20,576
当期変動額											
剰余金の配当						3,300	3,300	3,300			3,300
当期純利益						5,656	5,656	5,656			5,656
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									3	3	3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,356	2,356	2,356	3	3	2,359
2023年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	0	0	22,936

第38期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金					利益剰余金 合計
						繰越利益 剰余金					
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	0	0	22,936
当期変動額											
剰余金の配当						7,400	7,400	7,400			7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822			6,822
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	577	577	577	0	0	577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	0	0	22,359

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
建物附属設備	2,737 百万円	2,852 百万円
器具備品	1,482 百万円	1,455 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
未収収益	302 百万円	189 百万円
その他未払金	53 百万円	54 百万円
未払費用	52 百万円	27 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	3,500 百万円	3,500 百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
運用受託報酬	282 百万円	284 百万円
その他営業収益	6,983 百万円	6,381 百万円
委託調査費	1,196 百万円	1,222 百万円
事務委託費	1,619 百万円	2,430 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1年以内	522 百万円	737 百万円
1年超	1,413 百万円	676 百万円
合計	1,936 百万円	1,413 百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	812	791	21

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	27

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

（注2）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	19,222	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,178	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,712	-	-	-
(4) 未収収益	1,839	-	-	-
合計	25,953	-	-	-

当事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	18,849	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,623	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	3,431	-	-	-
(4) 未収収益	1,933	-	-	-
合計	26,837	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	791	-	791

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	427
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,834

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3,368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	427
年金資産の期末残高	3,500

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733
年金資産	3,500
	767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	666
未認識数理計算上の差異	401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	1,142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,041

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社に設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	390
年金資産の期末残高	3,661

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	3,661
	862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	759
未認識数理計算上の差異	400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円 でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	192	286
賞与引当金	582	713
資産除去債務	295	295
未払事業税	89	122
早期退職慰労引当金	54	39
退職給付引当金	30	31
その他	0	0
繰延税金資産合計	1,244	1,489
繰延税金負債		
前払年金費用	349	380
資産除去債務に対応する除去費用	44	35
その他	117	117
繰延税金負債合計	512	533
繰延税金資産の純額	732	955

（注）前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	732	955

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.3
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%	32.0%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
期首残高	961	963
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	2	1
期末残高	963	964

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
委託者報酬	6,885 百万円	8,337 百万円
運用受託報酬	8,526 百万円	10,000 百万円
成功報酬（注）	95 百万円	458 百万円
その他営業収益	18,148 百万円	19,213 百万円
合計	33,655 百万円	38,009 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,885	8,621	18,148	33,655

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
15,053	14,702	3,899	33,655

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	7,266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,097	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・ マネジメント・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	282	未収収益	302
							受入手数料	6,983		
							委託調査費	1,196	未払費用	52
							事務委託費	1,619		
親会社	ブラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・ マネジメント・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	284	未収収益	189
							受入手数料	6,381		
							委託調査費	1,222	未払費用	27
							事務委託費	2,430		
親会社	ブラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	5,097	未収収益	886
							委託調査費	11		
							事務委託費	24		

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
 ブラックロック・ファイナンス・インク（非上場）
 ブラックロック・ホールドコ・2・インク（非上場）
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）
 ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）
 ピーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）
 ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）
 ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）
 ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
１株当たり純資産額	1,529,103 円 11 銭	1,490,611 円 39 銭
１株当たり当期純利益金額	377,073 円 92 銭	454,844 円 60 銭

（注） １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
当期純利益（百万円）	5,656	6,822
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	5,656	6,822
普通株式の期中平均株式数（株）	15,000	15,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MCPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円（2024年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（2024年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2024年3月末現在）	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 : ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド
- ・ 資本金の額 : 10百万香港ドル（円貨換算* 約204百万円、2024年12月末現在）
* 香港ドルの円貨換算は、2024年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝20.38円）によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

(4) 元本確保会社

名称	資本金の額（百万円） （2024年3月末現在）	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドの投資顧問会社であり、マザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

(4) 元本確保会社

上値限定・元本確保契約に基づき、元本確保および上値限定を目的とした取引を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社および投資顧問会社の最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

(4) 元本確保会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

2024年6月28日	有価証券報告書
2024年12月20日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 若 林 亜 希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・リスク抑制分散投資ファンド（満期償還時 上値限定・元本確保契約付）2022-07の2024年3月30日から2025年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・リスク抑制分散投資ファンド（満期償還時 上値限定・元本確保契約付）2022-07の2025年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。